

産業厚生常任委員会会議録

- 1 日 時 平成27年11月13日（金）
足寄町 9時58分開会 11時35分閉会
本別町 13時15分開会 14時57分閉会
役場第2委員会室 16時53分開会 17時26分閉会
- 2 会議場所 足寄町（町庁舎、むすびれっじ、生活支援長屋）
本別町（清流ハウス8、清流の里）
役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 委員長：奥秋康子 副委員長：原 紀夫
委 員：佐藤幸一、安田 薫、西山輝和 （欠席：桜井崇裕）
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：渋谷直親
- 5 説明員 足寄町議会：井脇副議長
足寄町：渡辺副町長、保田福祉課総合支援相談室長、赤間高齢者福祉担当主査
本別町議会：方川議長、方川産業厚生常任委員長
本別町：糸田社会福祉協議会会長、小枝事務局長、横田施設長
- 6 議 件
(1) 所管事務調査（行政視察研修）
調査項目 ケア付き高齢者住宅について

(2) その他
7. 会議内容 別紙のとおり

開会 足寄町議会大貫事務局長

足寄町議会歓迎挨拶	井脇副議長
足寄町歓迎挨拶	渡辺副町長
清水町議会産業厚生常任委員長挨拶	奥秋委員長
説明員紹介	足寄町役場福祉課職員

赤間主査：今日は清水町の皆さんから本町の高齢者等複合施設の生活支援長屋についてということで視察のご依頼があり、できるだけ皆さんに参考となるような話ができるよう、誠心誠意努めさせてもらう。

生活支援長屋とは単体で何か機能するものではなく、小規模多機能や地域交流施設などと併設している施設で、福祉課の専門職の取り組みも含めて初めてこの建物が機能する。更に、今年度の4月に全ての施設を供用開始したばかりなので、できているところ、できていないところなども含めて説明する。

まず、取り組みに至った背景は、国が推進する地域包括ケアシステムという制度で、こちらは団塊の世代が75歳を迎える2025年をめぐりに、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアの実現により、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになるという体制を全国各地でつくっていかうということが、国から言われている。一言で地域包括ケアシステムと言っても、例えば足寄町のような広い町政面積や雪が降る、過疎が進んでいるなどの色々な地域事情があると思う。どの町でも同じ地域包括ケアシステムの大勢をつくれればいいのかということではなく、その地域にあったシステムづくりを進めていく必要があると考えている。足寄町では医療を中心とした介護・保健・福祉連携システムといったシステムづくりが出発点となるが、平成21年8月頃に本町の国民健康保険病院の村上院長から「治療を終えた方が行き場所がないので病院を出られなく、医療だけでは対応できない」ということで、医療だけではなく介護にも町は取り組む必要があるのではないかと。そういうことに町も真剣に取り組んでいけるのであれば、積極的に力を貸すという話を町長にいただいた。それを受け、町長としては公約として医療を中心とした介護・保健・福祉の連携システムを足寄町の地域包括ケアシステムの構築に向けた構想づくりがスタートしたのがきっかけとなっている。

整備する前の平成23年度の状況としては、国保病院が病床60床、民間の病院が病床50床ということで、人口規模の割には病床数が比較的多かった。その他、病床の無いクリニックが1カ所、町の特別養護老人ホームが56床、グループホームが9床、通所としてはデイサービスとデイケアといったサービス基盤があったが、特別養護老人ホームに関しては待機者が100人を超えており、申し込んでもすぐには入れないといった状況が大きな問題となっていた。更にはグループホームについても待機者が20人程度いて、年間入れ替わったとしても1人しか入居できないという状況で、こちらの対応もどうするか、入れないから町外へ出て行く方がたくさんいたので、その方たちへの対応をどうするかという大きな課題があった。

最初に取り組んだのが医療の再編で、民間の病院の50床、国保病院60床、民間のクリニック1カ所のところ、民間50床を無床のクリニックと新型老健50床ということで、町と病院で協議をし、こういうかたちに再編できた。新型老健とは、特別養護老人ホームで待機者100人という話をしたが、中には医療的なケア（胃ろうや痰の吸引など）が必要な方がいて、いくら順番を待っていても特養には受けられない方がいた。新型老健は医者が常駐し、医療ケアが必要な方が入所できるということで、機能の分担を図った。

次に、足りない施設をどう整備していくかということで、平成22年度に連携システムの構想づくりは足寄町福祉課のプロジェクトチームを編成して行われた。チームは福祉課の事務職・専門職（介護士、保健師、社会福祉士、管理栄養士、歯科衛生士、保育士など）職種の垣根を越えて在宅を中心としたシステムのあり方について検討した。

高齢者が在宅でできるだけ暮らしていくためには、どんな体制が必要かという構想づくりをした結果、①高齢者複合住宅・地域交流施設の整備。②認知症高齢者グループホームは待機者がたくさんいて、足りないということで1ユニット9床必要ではないか。③小規模多機能型生活介護施設が必要ではないか。④ソーシャルワークセンターということで、当時は申し込みをするのに老健やグループホームへ直接行っていたが、それをソーシャルワークセンターということで、福祉課の総合支援相談室を強化し、相談に来ていただき、相談を受けた結果専門職がおじいちゃんやおばあちゃんを見て施設選びや在宅のためのサービス選びなどの相談を強化した。⑤地域啓発情報発信ということで、介護は身近なようだがいざというときに知らないことがたくさんあるということで、そういった情報を啓発していく必要があるのではないかという検討結果が出た。この報告結果を基に平成23年度以降の事業を実施した。

この事業を行うことにより、民間の病院に50床あった分を新型老健50床に変更し、入院は町の国民健康保険病院が担う。その代わりに、民間の病院は新型老健と訪問診療ということで、在宅は民間の病院が中心となって担っていく事で体制づくりを進めていった。

右下の待機者が20名ほどいたグループホームを9床追加し、左側の地域交流施設と小規模多機能は通い、泊まり、訪問とデイサービスの機能、ショートステイ的な機能、ヘルパー的な機能を一つの事業所ですべて提供することができるということで、在宅を支える上で国が推進している在宅ケアの中心となる施設が足寄町にはなかったため整備した。基本的には介護保険制度に関わらず認定の有無も関係なく、だれでも利用できる施設として生活支援長屋を20部屋整備した。

更には、この施設の整備にあたっては、通常では国から補助金を受け、公募した業者へ渡し、業者で小規模多機能を建てる、グループホームを建てるという流れが一般的だが、足寄町に関しては医療を中心とした医療・介護・福祉連携システムの核となる施設ということで、設計段階から町の福祉課が積極的にかかわる必要があるということで、町がきちんと整備し、指定管理者へ委託をするかたちをとった。

①指定管理方式による施設運営の明確化ということで、ただ施設を運営するだけではなく、町としても重度の認知症で苦しんでいる（家族がいる方をできれば積極的に入れてほしい。業者にとってはできるだけ手のかからない方のほうがいいということもあると思うが、指定管理者制度なので町も積極的に関わっていき、必要性の高い方から積極的に受けていただければと考えている。

②「小規模多機能」利用者評価（目標設定）ということで、利用したらそれで終わりではなく、その後も町の福祉課が積極的に関わっていき、本人の状態が良くなったか、悪くなったのか。悪くなった場合は何が原因なのかを改善するといった報告書を毎日もらい、状況を把握する体制を取っている。

③グループホームでも入居者決定の際は、町も検討に加わり、必要性などを町から述べる。最終的な決定は社協になるが、町としても積極的に関わっていき、更には生活支援長屋利用者の入り口出口支援ということで、ただ利用するのではなく、どういった目的で長屋を利用するのか、どういった状態になれば家に帰れるのかなど、利用目的を明確に確認するという狙いがあり、指定管理者制度という道内でもあまりない形をとっている。

続いて、むすびれっじのハードについて説明する。むすびれっじを整備した位置は、役場の北側で、元々町有地の公営住宅建設予定地としてあった土地に高齢者等複合施設を併せて整備した。町が整備するのでプロポーザルで設計業者を選定し、黄色でくくってある部分が完成した高齢者等複合施設で、生活支援長屋を含むむすびれっじとなる。平成26年度まで整備をし、平成27年度4月から全面的に供用開始となっている。赤でくくった部分の周りが公営住宅で、むすびれっじを囲むようなかたちで公営住宅を配置する計画となっている。整備に係る概算の事業費等は仮称はるにれ団地整備として、周りに整備する団地だが、事業期間としては平成27年度～平成32年度ということで、本来であれば今年度から事業を行う予定であったが、国の予算の関係上あまり予算がつかなかったということで、次年度へ繰り下げて有利な財源が受けられる状況になってから着手しようということで、本年度は着手していないということである。概算の事業費だが9億3,600万円を計上している。入居想定は高齢者世帯及び

高齢者世帯の生活を支える世代ということで、どこの町もそうかと思うが、公営住宅に入居されている方で高齢者の方が必然的に増えている。高齢化率は30%後半になっているが、黙っていても高齢者の方が多いということで、高齢者の方ばかりを入居させてしまうと、自治体活動であるコミュニティー活動が行えない状況もあるので、高齢者を支える世代も入居していただこうと考えている。

むすびれっじの高齢者等複合施設の整備だが、事業期間は平成24年度～平成26年度ということで、一部外構については今年度、残った部分についての整備をしている。整備内容としては、小規模多機能、地域交流施設、認知症高齢者グループホーム、生活支援長屋、外構の一部としてふれあい農園があり、お年寄りの方で畑作りが生きがいの方もいるので、外構の一部としてふれあい農園を整備した。概算事業費としては7億1,985万円で、ここには厚労省の補助金や交付税を使った補助金、過疎対策事業債などがあり、一般財源としてはこのうちの4,700万円程度をかけている。運営主体としては、営利を追求せず、共に高齢者の生活を支えていくパートナーとして社会福祉協議会が施設を運営しているというかたちになっている。

機能の詳細だが、平成25年度に完成した下側の施設は小規模多機能型居宅介護施設と地域交流施設が一体的に整備されている。その北側に認知症高齢者グループホームと右側の生活支援長屋のL字の空白部分はふれあい農園を整備している。

次に長屋を含む高齢者等複合施設について説明する。施設を適切に運営するために医療との連携は切っても切り離せない状況になっている。町の福祉課としては、医療機関と積極的に関わっていこうということで、取り組みを進めている。足寄町の国民健康保険病院に福祉課の職員が医療連携担当ということで、兼務で1人配置しているほか、帯広の主だった医療機関（厚生病院、北斗病院、協会病院、開西病院、第一病院）に福祉課の職員がお邪魔して、これから連携をよろしく願うということなどで協議させてもらった経緯がある。医療と介護の連携ということで、今まで元気だった高齢者が、要介護認定を受けるタイミングとして、その方が大きな病気をしたり、転んで骨折をした方は、昨日まで元気だったとしても突然要介護認定を受け、サービスが必要になることがある。足寄町の場合は、町の国民健康保険病院もしくは帯広の病院に入院されることがある。そのときに若い方でもそうだが、一人でベッドの上にいると色々なことを考えることがある。けがは治るのか、足寄町に帰りたい、家に戻れるか、家族に負担をかけたくない、家に帰っても一人など、不安な気持ちで一杯になるのではないかと思う。そのときに、病院の方から家族に対して、「おばあちゃんがこれから退院になるにあたって介護保険が必要になるかもしれないので、福祉課に相談して要介護認定を受けてはどうか。」というアドバイスをされることがある。家族は今まで介護サービスを受けたことがなく、ましてや介護認定を受けた結果、病院に入院されている方は当然弱っているもので、突然「要介護3」とか言われると、おばあちゃんを家で診られないのではないかと不安になると思う。家族の方も悩み、親戚や友人に相談し、その結果、福祉課の窓口に来たときの相談の内容は「おばあちゃんが要介護3で、家では見られない。どこか入れる施設はないか」という決定をしてしまい、方針としてある程度固まった状態で福祉課に情報が来るという例がよくあった。また、帯広市の病院は特にそうだが、「来週町民の方が退院するのでよろしく願います。」ということで、ショートステイやデイサービス、ヘルパーも入れないとすると、その方は家で支えることが非常に厳しい問題となっている。全道で行われた福祉課の会議に集まったとき、病院からの情報が遅いということがよく出てくる。そうではなく、従来の相談体制を変えて、悩み初めの段階で入院した時から福祉課ができるだけ関わっていき、帯広市の医療関係の方は足寄町の地域の状況を把握していない。なので、本人の家の状況も含めた福祉課の職員が医療関係者と関わることで、できるだけその方が望む場所で生活ができる体制づくりをしていこうということで、取り組んでいる。そういったときに活用するのが、生活支援長屋を活用した取り組み。例えば、退院後に家での生活が不安だという方は、退院する前に生活支援長屋で外泊してみる。24時間職員が配置されているので、不安であればナースコールを押せば職員がきてくれるので、家に帰る前に一度練習してみてもどうか。更に、退院したばかりで体力的に回復していない、退院時期が冬で、冬にいきなり帰るのは難しいというのであれば、生活支援長屋で1か月、2か月、3か月と体力の回復を待つてはどうか。自信がついた

ら家に戻るといふ伝え方もできるのではないかと考えている。また、病院からの退院だけではなく、農繁期で忙しく、おばあちゃんのご飯の準備やデイサービスの準備ができないというときには、生活支援長屋に忙しい時期だけ泊まるのはどうか。また、除雪や火事も心配だという場合は、冬期間だけ生活支援長屋で生活し、夏になったら家に帰ってはどうか。また、急な葬式などが入った場合にショートステイがいっぱいであろうといった場合は、認知症が重度の方はなかなか難しいと思うが、見守り程度の生活ができる方、在宅サービスで生活できる方であれば生活支援長屋でその必要な期間だけ泊まるのはどうかということも考えている。

ただ、生活支援長屋を便利に使っていただくのはいいが、あまりにも居心地がよく、ずっと長屋にいられては施設と同じになってしまうので、あくまでも支援が必要な時期だけ使っていただき、できるだけ多くの方にこの施設をシェアして使っていただくために料金体系を工夫したかたちになっている。

通常期だと1泊あたり部屋代が1,600円と設定しているが、こちらを計画的に1年の間で90泊までは宿泊料を減免して、寝具の使用料、朝食、夕食代1泊2食で1,430円と非常に安い料金設定になっている。これを30泊使うとすると月あたりで42,900円という料金であれば、ショートステイを利用するよりも少し安いかなという料金設定になっているので、比較的に利用しやすいかなと思う。ただ、3か月を超えて91泊から180泊までということになると、減免が半額になり、800円宿泊料をもらうことになる。そういったときに先ほど言った1,430円に800円が加算されて、1泊あたり2,230円、月あたりで66,900円ということ、若干負担が高くなっていく。更に、ずっと居続けて181泊以上になると1,600円の減免が全く効かないので、1泊3,030円、月あたり90,900円となり、こちらの料金を払うのであれば、町内に老人ホームがあるので、そちらに入っていた方が同じ機能で料金も安く、適正なサービスが受けられる。必然的に高い料金を払うくらいならケアハウスに行ってくださいと無理やり出すということもできないので、このような料金体制を取らせてもらっている。こちらはまだ1年経過していないので、これから見直すこともあるかもしれないが、今はこの料金体制でできるだけ多くの方に循環して使っていただく体制を検討している。

更には、生活支援長屋だけをつくっただけではなく、色々な施設を合築して整備している。特に昨年度から供用を開始している地域交流施設だが、お年寄りを放っておくとご飯のとき以外部屋から出てこない方が中にはいるので、せっかく退院してきたのにずっと部屋にこもってテレビだけ見ていると足腰も回復しないことから、積極的に他の人と関わってもらい、運動にも参加してもらおうということで、できるだけ早く元気になっていただくようにしている。こちらは生活支援長屋の利用者だけではなく、一般の町民の方も運動教室や折り紙教室、カラオケ、麻雀などの色々な活動に参加することができるようになっている。中には螺湾や芽登の老人クラブが遊びに来たり、今後整備する公営住宅にはお年寄りの方が多いので、近い場所でこれからの介護予防活動に参加できるということで、地域交流施設を活用した事業が生活支援長屋で在宅を支える重要な要素となってくるのかなと思う。

最後にむすびれっじの運営状況について説明する。

①小規模多機能の利用状況だが、平成27年9月末現在で登録者が26人、平均介護度が1.71となっている。当初、これまでは登録者の定員が25人だったが、国が7月から制度改正をし、定員が29人まで増やされた。残り3名分の枠があるが、これからの利用者のために26~27人程度で進めていきたい。

②地域交流施設の利用実績として、平成26年度の実績としては視察の方を抜いて4,448人ということで、4月、5月は供用を開始したばかりでなかなか馴染みがなく、少ない状況が1、2か月続いたが、だんだん馴染んできて最後の方は多くの方に利用していただいている。今年度はもっと多くの利用実績が出るものと思っている。

③認知症高齢者グループホームは9月末現在で9人となり満床となっている。平均介護度は2.56ということで、オープンしたてのグループホームとしては重い方と思っている。

④生活支援長屋は平成27年9月に利用者が13人だった。20部屋整備して13人なので、利用に関して所長に聞いたところ、これから厳しい季節を迎えるにあたり、多くの方から使いたいというお話をいただいているということで、冬には満床に近いかな

ちで稼働するのではないかと考えている。

続いて、むすびれっじの社会福祉協議会の職員体制だが、施設長は役場を退職したOBの方だが、事務や調理員も含めて正職員 20 人、パート 18 人という体制で運営している。どこの介護施設もそうかと思うが、高齢者が増えてきても介護福祉士を募集してもなかなか来ない状況で、募集に相当苦勞をされたという話を聞いている。道内各地の学校をめぐり、新卒の方を受け入れているので、職員に関してもやっと1年たった職員や、まだ1年経過していない職員が中心となって運営している。管理者やケアマネは経験者だが、働いている介護福祉士は1年くらいの方が多い。これからどんどん町が求めていることと社協ができることの溝が埋まっていけばいいなと思っているので、協議をしながら運営を進めている。

むすびれっじの指定管理料などの経費になるが、小規模多機能と認知症高齢者グループホームに関しては、介護保険施設となっているので基本的には介護報酬で運営していくことになっている。町内にもNPOが運営するグループホームがあるので、小規模多機能とグループホームに関しては、基本的に独立採算でやってもらうということで、指定管理料は計上していない。地域交流施設は町として広く町民の介護予防を図っていただく施設ということで、運営費、事業費は委託料で負担している。平成27年度の事業費としては15,457千円を計上している。内訳としては、人件費が大きなものとなっており、次いで光熱水費、施設の保守委託料などとなっている。収入としては、食事や入浴料などで1,701千円を差し引いた費用を町が負担をしている。

生活支援長屋はオープンして1年経っていないので、1年目の事業費としては17,791千円程度を計上している。人件費は1,000万円で日中に限らず24時間見守りの職員を配置しているので、人件費は大きいかなと思う。その他に光熱水費などがある。収入に関しては、基本的には1泊目から宿泊料が発生するが、宿泊料が発生した場合には利用料は全額町へ納付というかたちを考えている。なぜならば、ここは儲ける施設ではなく、万が一レギュラーで長く泊まるような方が出た場合には社協の収入ではなく、町へ納めてもらうかたちにしている。

顔写真が載っているもので、皆さんの資料には載せていないが、町の理学療法士が運動指導を行う運動教室を町民や生活支援長屋などを利用されている方も含めて参加している。

安田委員：子育て支援相談室長というのは、福祉課の課長と兼務なのか。

答弁：福祉課の中に4つ部署があり、その中の1つ。課長補佐くらい。福祉課の中には、総合支援相談室と健康関係が保健福祉室と子どもセンターと老人ホームという部署がある。

原委員：私どもの町には旭山学園という社会福祉団体があり、職員、入所者含めて相当多くの住民がお世話になっている。公営住宅も近年建てているが、今言われた施設は清水町にはないので、同じような施設をという思いがある。説明の中にもあったように、公営住宅に入ると、うちの町ではいくらしないうちに病院に入ったり、施設に入ったりとなり、公営住宅の入居が頻繁に行われるということで、大変だということを常々見ているので、今言われたような施設があれば、その辺も回避できるのではないかと気がする。夫婦で長屋に入っているのか。長屋に入って生活することによって、老人ホームに入るべき人が長屋に入ることによって介護度が進まず、非常に良いというような現象はあるだろうか。

答弁：まだ1年も経過していないので、これから色々なケースが出てくると思う。パターンとしては、完全に家に戻ってはいないが、介護者は高齢の旦那さんだけでも、町外の老健に入られているお母様が家でも大丈夫だと言っているが、戻れるか自信がないということで、生活支援長屋は2組夫婦対応の部屋を用意している。長屋に何泊かして、お父さんによる介護ができるかどうかを試している方もいる。バリアフリーの公営住宅に移り、お父さんも介護ができるなどの条件を整えば、帯広の施設から在宅に復帰できるというケースが生まれてくると思う。必要なときに使うという体制はできているが、これから福祉課も関わって、どういった目的を持って利用するのかというところで、色々なケースにつなげていきたい。

原委員：足寄町は国保病院もあるし、民間の病院もあって、そういう面では入院者を受け入れるための体制があり、それが変わって福祉に力を入れることによって、老健施設に向

けて頑張っていると感じた。この施設を清水町でつくるようになった場合、指定管理者を取り入れて社協の方に連絡しているところが多いが、仮に個人の医院が建てるとなると、私は無理だろうという気がしているが、そういうことも含めて排除をしたためにこういうかたちになっていると理解をしいいか。

答弁：地域包括ケアシステムで在宅を中心として町民の生活を支えていきたいという目的があったので、そのためには任せるのではなく、町も引き続き関わっていく必要がある。料金のところもそうだが、料金負担は町民の方が負担できる体制にしなければならぬということ、そこは委託料ということで負担するかたちになってしまうのではないかと思う。結果として、当初 100 人いると話したが、今は特別養護老人ホームの待機者も含めて 20 人程度となっている。本当に介護が必要な方が申し込めばそんなに待たずに入居できるという体制ができた。当時は特養をもっと増やせばいいという議論もあったが、これから人口はどんどん減っていくので、国のようにできるだけ元気でいてほしい、またはちょっと介護が必要でもできるだけ在宅で進められるような体制づくりは必要と思う。

原 委員：介護職も正職員ごとに向けていくということも考えているのか。

答弁：正職員になっている方は有資格者、介護福祉士の方で、パートの方はヘルパー 2 級という資格の違う方が働いている。正職員となると人件費がかさむので、よその民間で経営している小規模多機能やグループホームに比べると、比較的手厚い配置にはなっていると感じている。ただ、この方々が結婚して辞めた際にまた正職員を入れるのかということ、今いる方で検討していく必要があると考えている。全部ができていないがそれを目指している。

答弁：前に生活支援長屋に行くと、高校生の親が入院しているなどの家庭の事情で 2 人の高校生が利用していた。高齢者等ということで、そういう利用の仕方もできるのかということで驚いた。

答弁：介護保険施設ではなく、制度的には旅館業法の指定を受けているので、1 カ月から何カ月でも利用できる。借家と違い、入居の契約は必要なく、いつまで宿泊するという申込みで気軽に利用できる。誰でもいいというわけにもいかないの、理由も聞いている。高校生も足寄高校の存続ということで、足寄町に下宿がなく、町外からの合宿を受けたいという方の親御さんの心配もあり、見守りや食事が出る施設を使ってくださいということと、お年寄りだけではなく若い人がいた方が、お年寄りとしても施設の雰囲気としてよくなるというメリットも考えている。

原 委員：介護度が進むか進まないかということについては、期間が 1 年経っていないのでつかみ切れていないのか。

答弁：結果として出ているのは、小規模多機能に併設している施設だが、病院から退院して来て要介護 3 という方が、小規模多機能を利用しつつ在宅で生活してみた結果、要支援まで改善したという方が何人かいる。病院に入られているうちは、医療事故が起きないように薬を飲んでいて、日中もあまり意識がはっきりとしなかったり、ベッドから起きて活動しないという方が、医師の判断を受けて薬を外し、介護を受けることによって運動できるようになるなどして、介護認定を受けると 3 ではなく要支援だという方が何人かいた。

【～ 11 : 09 施設見学】

開会 本別町議会鷺巣事務局長

本別町議会歓迎挨拶	方川議長
本別町社会福祉協議会長挨拶	糸田会長
清水町議会産業厚生常任委員長挨拶	奥秋委員長
説明員紹介	本別町社会福祉協議会職員

小枝局長：事前に質疑の時間を多く取ってほしいという要望を賜っているのですが、加えて糸田会長からほとんど話していただいたので、少しだけ説明する。

なお、資料については視察のたびにつくっているのではなく、スタートから用意している。伺っているテーマと同じ順番に話ができるかについては、少し前後することもあるのですが、理解してほしい。小規模多機能型については、全国で社協が取り組んだ例としては本別町が初めてであり、中身はどこにも負けていないという気がしている。

高齢者住宅の関係について、1頁をお願いします。高齢者向け住宅賃貸事業「清流ハウス8」、資料が前後すると思うが、所在地は北6丁目として、元国保病院があった。その場所を利用し、社協が町から無償貸与を受け、町より補助金をいただき、社協が新設した。建設の年月日が平成23年10月27日で、利用開始が11月10日からとなっている。

建物の内容については、83坪弱で、建設費が別添資料1のようにになっているが、7頁に載っているのですが、後ほど参照していただきたい。

5頁を開いてほしい。左側の黒い網掛けで10番に高齢者向け賃貸住宅「清流ハウス8」とあるが、高齢者賃貸住宅建設に至った目的は、平成19年3月に仙美里の小規模多機能「陽だまりの里」、勇足側に平成19年12月から「ゆうあいの里」ということで整備している。平成23年に併設している「清流の里」と市街地区3か所での小規模多機能を整備した。実際を通じていろいろな問題が出てきた。小規模多機能は、通いを中心として訪問、泊まりのサービスを複合的に提供している事業だが、この複合的なサービスと提供する中では、なかなか在宅支援を支えきれないという課題に直面した。小規模多機能の部分については、利用は可能だが、連続した泊まりではなく、あくまでもショートステイの中での利用が大原則であり、一時的なサービス（泊まりのサービス）にとどまらず、連続した泊まりを必要としている利用者にサービスを提供してきた時代がある。在宅サービスなので、身体状況等も重度になってくるので、支援が難しくなってくる状況もあり、中・重度以上になっても介護が必要な状態になっても、目的としては町外入所・施設入所あるいは町外に転居することなく、住み慣れた地域で最後まで暮らし続けてほしいという支援をしていこうという整備を行った。高齢者住宅のもう一つの説明としては、なぜ小規模多機能を清流の里に併設しているかということ、うちの高齢者住宅は、今はやりのサービス付き高齢者住宅ではなく、一般の高齢者用の賃貸住宅である。介護保険の色々なサービスを利用するにあたっては、外部サービスを利用しなければならない。外部サービスを利用するのであれば、私たちがサービスを提供している事業所に併設をした方がより便利で、効率的なサービスの提供や支援ができるのではないかとということで、高齢者住宅を清流の里に併設した。8戸8名の方が入居しているが、できた当時はデイサービスを利用している方やヘルパーを利用している方などだったが、隣の事業所の登録者になっていただければ、すぐに対応できるし、職員も効率的に仕事ができるということで併設した。

特徴的なのは、色々な課題を私も持っており、施設入所となると入所するまでに1年から1年半かかるという実態がある。本別町には特養や養老、民間で運営をしている老健が80床あり、この他にもグループホームもあるが、いずれも連続した泊まりを利用できる施設サービスを受けるには非常に時間がかかる。それを何とか食い止めていきたいというのが、もう一つの特徴。高齢者住宅をつくってそこに入居したからといって、最後までいれるかというのは少し違うが、間違いなく言えるのは高齢者住宅を整備し、そこに住んでいただき、内部サービスを利用しながら、町外入所、あるいは施設入所を遅らせることはできると思っている。これも町の方をお願いをし、仙美

里や勇足も整備していきたいと要望している。

住宅の概要として、すべてワンルームになっている。約5坪でトイレと洗面台、クローゼットを用意している。小型冷蔵庫は備え付けのものを使ってもらう。その他に共同設備として、台所や浴室、談話コーナーや休憩室などがあり、特徴的なのは浴室で、とくに事業所があるので、認知症がある方については小規模の普通浴槽を利用してもらっている。高齢者住宅の方には車いすや歩行が困難な方のために特殊浴槽を設置している。サービスとしては、あくまでも本人が希望すればだが、現在は8人全員がご飯の提供を受けている。また、夜間の見守りについてだが、清流の里の職員を宿直という形で置いている。宿直が朝1回、夜1回とそれぞれ見回りをしている。その他に何かあれば、夜中でも対応している。家賃については、所得によってということで、A～Gの7段階で取り決めさせてもらっている。一番安い方では4,000円、一番高い方で50,000円という設定をしている。その他に共益費として月額2万円をいただいている。これは、電気、下水道、共同設備使用料、物置使用料、見守りサービス費なども含めている。敷金が家賃の2か月分としている。

入居の条件としては、65歳以上で要介護認定1～5を受けている方というふうにしている。また、養護老人ホームもあるが、非常に古いので定員が35人だが実際はもっと少ない。養護の方は定員を減らしたということなので、養護の入居条件を満たしている方も対象にした。

入居の決定だが、入居審査委員会をつくり、構成としては社会福祉協議会会長、副会長、行政からは福祉課長と地域包括センターの所長を合わせた6名で設置している。そこで審査をして入居者の選定を行う。中・重度の方を対象としているが、介護度だけでは断定できなく、家庭の状況等も十分考慮し、優先度を決めている。平成23年度にできてから退去されたのは2名しかいない。したがって、入居審査委員会も2回しか開催されていないという状況。小規模多機能とはどんな事業なのかというと、1つ目に住み慣れた地域での生活を継続できるように、利用者の心身状況やその他にも置かれている環境も踏まえて、通いを中心として訪問・泊まりを柔軟に組み合わせてサービス提供を行う。地域の皆さんとの交流や地域活動への参加を図る。

2つ目は、家庭的な雰囲気や顔なじみ関係を重視するために、利用者の登録数は25名から29名、通いも15名から18名及び泊まりが9名とし、通いを利用しない部分については必要に応じて利用者宅への訪問を行う。訪問については365日、24時間支援をする。今までは通いのプランというのは住宅訪問や泊まりはショートステイ、老健、特養など、個々のサービスを利用しないとできなかったというものが、小規模多機能においては1カ所で通い、訪問、泊まりのサービスの提供ができるということが大きな特徴である。

事業所開設の背景には、近年少子高齢化や核家族化が急速に進行していることで、人間関係の希薄化あるいは相互扶助機能が低下しているという状況で、地域社会が大きく様変わりをしてきている。加えて、高齢者夫婦世帯や一人暮らしの高齢者の増加、医療・福祉制度の改正から高齢者で障がいを持たれない方も病院や福祉施設から在宅での生活へと移行しているというような地域に福祉ニーズが様々な形で増大している。そういった中でいかに住み慣れた地域での生活が継続できるように、通所・訪問・宿泊のサービスを行いながら、家庭的な環境と地域住民との交流の下、利用する能力に応じた居宅において自立した日常生活を目指すとともに、地域の特性に応じた柔軟なサービス対応が可能になるような新たなサービス体系を導入し、小規模多機能型居宅介護事業所（地域密着型）の整備を行った。

開設場所等の選定については、1つ目が仙美里の「陽だまりの里」、2つ目が勇足の「ゆうあいの里」、3つ目が「清流の里」で、それぞれ建設費について先ほどの頁にあるので、後ほど見てほしい。その他で申し上げた高齢者住宅と共生型地域交流拠点「あいの里交流センター」ということで3つの施設が並んでいる。ここは、地域の方が自由に使えるよう、また地域の方と利用者との交流も目的のひとつとなっている。何よりも地域の方の協力がなければ成り立たないので、地域との交流を一番大事にし、地域からの支援をいただきながら地域に根ざした施設を運営していくということで、整備している。

施設を造るにあたり、町や社協としてどのようなことをやってきたのかについて、3

番から書いてある。町としての取り組みとしては、平成 17 年 3 月から日常生活の設定、中学校区で 3 つに設定している。自治体の連合会や民協、在宅福祉ネットワーク協議会等の関係機関へ説明し、平成 17 年 9 月と 10 月に併設する勇足と仙美里で説明会を開催した。12 月に健康長寿のまちづくり会議が設置されており、福祉の関係の部分については全部ここで協議し、町長が諮問をし、町単位の中で決定をした部分について交渉していただいた結果、事業者として社協が指名をされた。

社協としては、この設定を受け、それぞれ動き始めるところであるが、管理者を基準にプロジェクトを立ち上げ、合計 7 回の検討を行った。それを受け、社協としての地域説明会を行った。平成 22 年 5 月から各部長に集まっていただき、説明会や地域の自治会長、福祉部長、地域の民生児童委員に集まっていただき、説明会を開催した。6 月には自治会長による準備会を 3 回開催した。その後、事業所が完成し、オープン前に町民の方の見学会を実施した。

運営推進会議の設置ということで、法で設定しなければならないもので、それは資料に書いてあるとおり。目的としては、事業所はどういうサービスを提供しているのかわかりやすく、事業所による抱え込みや地域に開かれたサービスを提供することを目的とし、質の確保を図る。私の方では、運営推進会議は活動状況の報告をし、評価を受けるとともに必要な委員から要望・助言を聞く機会を設けるため、2 か月に 1 回開催している。

事業の目指すところについては、1 点目、2 点目については割愛し、3 点目については、地域の皆さんと仲良くする「地域への課題提起」ということで、地域の方の来所を待つのではなく、自ら地域へ出て行くことを心がけ、地域の方との交流を通じ、この事業所を拠点とした地域コミュニティの形成を目指していく。3 事業所とも地区の自治会に加入をしている。

スタッフの体制だが、平成 27 年 4 月 1 日現在では、3 事業所合わせて 53 名の職員がいる。清流の里が多い理由としては、高齢者住宅があるため多くしている。

運営利用状況等については、年度ごとに利用者の実績を載せている。仙美里は建物できたのが平成 18 年で、オープンしたが平成 19 年だった。当初、町が設計したが、スタッフがそろわずオープンしなかった。平成 18 年に開設し、登録者の人数は月平均で 20 名弱になっている。平成 26 年を見ると要支援 1～要介護 5 の利用度の実績は平均要介護度 1.79 となっており、この小規模多機能事業は包括報酬でデイサービスや訪問のように行く回数によって料金が変わるのではなく、要介護度の状況に応じて月にいくらという設定をしている。全国的に出している数字で行くと平均介護度 2.5 くらいないと、事業としては経営が難しい。介護度は低いのが職員のおかげで、希望するだけの職員も配置でき、人件費を抑えて何とかやっている。それぞれの事業所の施設の状況は、資料として 8・9 頁に載っているのでもっと見てほしい。右側の 3 事業所計で見ていくと、平成 23 年度平均介護度が 2.0 になる。この高い理由は、高齢者住宅をもっている。利用も高い。

料金はいくらかとスタッフの対応時間についてだが、通いについては 10 時から 16 時まで、訪問については 24 時間、泊まりが 16 時から翌日の 10 時までとしている。介護保険給付部分の利用料は書いていないが、カラーの資料を見てほしい。清流の里、次にゆうあいの里が載っているが、介護保険給付（サービス利用料）は違う。清流の里については、右側に加算とあるが、加算を含めた計算となる。例えば、要介護 1 だと、月 11,505 円かかるが、ゆうあいの里については要介護 1 だと 10,320 円となる。その他に介護保険給付以外のサービスの利用料金として、朝食が 350 円、昼食が 400 円、夕食が 350 円とし、おやつ代も含めている。宿泊は 1,500 円、日用品費については実費となる。洗濯は 1 回 100 円となっている。説明は以上となる。

委員長：（奥秋康子）介護度が平均よりも低い中で人件費を皆さんに理解してもらうためには何かしているのか。

答弁：職員には負担をかけている。賃金については、十勝管内の平均で、国から出る加算金については全額人件費に充てている。勝毎の月曜日の求人広告を見てもらうとわかるが、掲載の半分くらいが介護施設となっている。人が足りていない。他の民間の事業所と比べると離職率が非常に低い。結婚や他に理由があるのを除いたら、ほとんどちよっとの間勤務をしっかりとっている。そういう部分では皆さんと顔なじみになると

いう部分もあると思う。人のやり繰りが個別の場合は大変。利用される方からすれば最高の施設だと思う。皆さん、ここに来るのを楽しみにしているとお子さんから言われる。泊まるのはショートステイで1週間に2、3日と決まっているが、それだけではおさまらない人もたくさんいる。成年後見人制度を行い、どうしても暮らせなかったり家族と一緒に住めない方の代わりに、小規模で最高で半年間毎日泊まっていた方もいる。そうすると、監査が入ったときにしこたま注意される。けんかすることもあるが、どこかで厚生局から救ってあげなければならないと思っている。

答弁：会長から話があったが、地域密着型の管理・監督は町が行っている。町の考え方である程度実施できる。町の担当と協議をして今は6か月間連続した入所までは認めてもらっている。

原 委員：高齢者の賃貸住宅の「清流ハウス8」については、施設に入所しないでいかにそのことによって入所する数を減らすことができるのであれば、相当いいのではないかという気がしている。これからもこういう施設を何箇所か要望しているということで、私の町には一つもなく、以前から他の町にはこういう施設があると承知はしていたが、今まで貧乏な町なので公住の建設が先になり、この施設をどう建てるのか、必要と認識している。

話の中で今までで退所したのは2名ということで、入所してから進行しないで、要支援で入られてずっと同じような感じで行くのか、進み具合が遅いということで判断できるように満足度があり退所しないのか。

答弁：以前退所された方の理由は、いずれも施設に入所をされたている。なぜ施設入所かとなると、在宅としての機能が充実しているとしても在宅サービスでは限界がある。また、利用者が施設入所を強く希望されたということで、退所された経緯がある。実際に高齢者住宅に入ってから、その後の身体状況等はどうかというところ。

答弁：住宅ができて4年経つが、最初は介護1、2で一番重いときで3だったが、年々介護度も上がってきて、今は介護度が徐々に重くなってきている。以前であれば、大きく声をかければ小規模多機能の方に移動して食事ができた方も、一人ひとりの自宅に入り、服の着替えなどの介護を手伝い、車いすに乗っていただいてこちらに来ていただく状態になっているが、施設には入らないで住宅で対応できている。小規模多機能住宅から訪問会員がかなり増えてきているが、まだ施設に入所せずにいれている。高齢者は102歳の方がいる。

原 委員：視察で期待していたのはこういう施設をつくることによって入所者が施設に入らなくても頑張りを見せることによって、介護度が逆に低くなったり、入ったけれども出て行くという人もいないのかなと思いついた。今、話を聞いた限りでは無理だなという感じを受けたが、現状ではあまり進まず、現状維持ということだろうか。

答弁：個人的に差はあるが一時的に下がった人も中にいる。

答弁：一人で生活するのが困難で、小規模の泊まりを利用された方で介護4くらいだった。泊まっているうちにだんだんと自分でできるようになり、一人で暮らしてみたいということで、公営住宅に住んでいる方もいる。

原 委員：施設に入っている方で、日中他に出向いて、他の方と交流したりするという面で、交流が広がっている面はあるのか。

答弁：町でやっているイベントなどへ出かける方もいる。

原 委員：医師にかかることは頻繁か。

答弁：特に変わらない。

原 委員：町としてはこの施設を増やしていくのか。

答弁：今年は厚労省の方で国の補助金の枠が0になって今年ではできなかったが、来年度に向けては補助が付いたら仙美里と勇足に5戸ずつ要望している。これは単独の施設ではなくこういう施設と併設をすると非常に良いことではないかと思っている。単独でやるとどうしても外部スタッフを利用し、管理人も置いてやるとなるということもあるが、こういう施設を建設しておけば早期発見ができる。高齢住宅がない場合、高齢住宅（清流の里）に入っている方のほとんどが施設に入らなければならない。ここ2、3年でうちの施設を利用して、帯広市や音更町のサービス付高齢者住宅に移った人が28人いる。そういう人たちを伸ばさないためには、本別町から出て行きたくないけれども、せっかく本別町で生まれ育ってもらって子どもたちもいっぱいいるので。私の

兄も帯広市の施設に入っているが、月 16 万円かかり私はとても入れない。それくらい出すといいサービスが受けられるようだが、介護保険の範囲以内やあるいは年金の範囲内で暮らしていく方を主体にしなければならない。

原 委員：清水も同じと思うが、具合が悪くなったときに、どこの施設に入るかというときがないという状況がある。足寄町や本別町は非常に参考になる。

答弁：町外転居を含めての説明は P 3 に載っている。清水あたりではどうなのかわからないがサービス付き高齢者住宅や老健も含めて、営業が非常に激しく厳しい。帯広市を中心に PR が激しいものだから、そちらの方に流れてしまう。介護度が低くても家族にしてみたら必要なときにすぐに入れることが一番望ましいことだが、必要なときに入れるという保証はないので、空いているというときに入れてもらうという方が非常に多い。高齢者住宅に入っている方は要介護 1 以前に入っている。

原 委員：清水の場合は大きな施設は旭山学園という法人があるが、広いホールがあるので 3 箇所と災害時の協定を結び、常時満員にしておくわけにいかないの、若干空けて対応している。それを含めると、事務局長が言われたように大変苦悩している部分が多くあるだろうと思う。

委員長：高齢者向け賃貸住宅は介護度 1 でも入れると言ったが、介護度が進んでも住宅に住めるのか。

答弁：介護保険は関係ない。あくまでも一般住宅というとらえ方をしている。

答弁：介護するときは介護保険を使って、入居に関する部分についての介護度は適用外。一般の賃貸住宅と一緒に。

答弁：介護度が認定されないと基本的には入れない。ただ、介護サービスを利用するときはサービス付き高齢者住宅と一般の賃貸住宅の違いはそこである。サービス付き高齢者はスタッフが常駐して支援をしていく。どうしても介護保険サービスを受ける場合は利用できるが、隣にあったとしても外部サービスである。

原 委員：清流ハウスには職員をあまり多く配置をしていないということだが、処遇面についての不平・不満などはあるのか。

答弁：社協は福利厚生がしっかりとっていて、3 年くらい前から年に 1 回 4 連休から 6 連休を取らせていただいている。こういう施設でなかなか 6 連休とかは他にはないので、若い人とかも年に 1 回の長期休みを楽しみにしている。

答弁：職員の質は全国一と思っている。

原 委員：6 連休のときはパートも出てきているのか。

答弁：正職員とパートでうまく回しており、1 か月に 1 人だけで年初めに予定を組んでいる。

答弁：待機者は 100 名程度とあるが、これは全部本別町民なのか。

答弁：今から申し込んでおけば、順番で入れるからという人が 8 割で、実際に必要としているのは 2 割もない。

加来議長：清水の特養は町外の人も多く、入所者の 5 割は町外となっている。

答弁：他の社会福祉法人では職員に負担のかかる食事や社保などはあまりやらせられないので、そういう人が効率的に回ってくる。うちは、公立なので、そういう人を受け入れなければならない。

安田委員：先ほど桑田会長から若い人を集めるのが大変と聞いたが、本当は若い人が働いてくれた方がいいが、若くない年代の人を集めるのは大変なのか。

答弁：無資格でも入ってから勉強してもらい、受かればうちの分の経費は出す。本別の町民の方では役場や老健、民間も含めて働いているので、町外から求めなければ活動できない。どこの施設もそうだが、福祉の学校を出ても親があまり遠くに行かせたくない。帯広市や音更町は高齢者福祉住宅などをどんどんつくり、帯広市の社協主催で募集に対しての地域相談室に私どもも行ったが、相談をしに来る人はたくさんいるが選り好みをして私どものところにはなかなか寄ってこない。

委員長：男性の介護士を含めて、最近の若い介護士の状況は。

答弁：帯広の専門学校で校長に会ったが、定員 40 名のところ 10 名しかいない。福祉学科を持っているところや総合学科の高校についても、2～3 人で希望する生徒がいない。

【～ 1 4 : 3 7 施設見学】

産業厚生常任委員会【開会 16 : 53 閉会 17 : 26】

足寄・本別視察調査まとめ

委員長：(奥秋康子) 今日の所管調査は大変お疲れ様でした。これより視察したことについてのまとめを行いたいと思う。どのような形でまとめとした方がよいか。それとも意見交換を先に行った方がいいか。

佐藤局長：どちらでも。

委員長：意見交換はしないと思うが。

原委員：ケア付きの高齢者住宅を2町見てきたが、それぞれの委員が住宅を見た中で清水町にはどうしたらよいか必要か必要じゃないのかを統一してからでなければ、まとめに色々な意見とはならないのではないか。

委員長：原副委員長から意見が出たが、必要かそれとも必要ないのかの意見を挙手にてお願いする。

西山委員：私は必要だと思う。高齢者の賃貸住宅を見たが我が町にも絶対必要だと思う。

佐藤委員：必要。それだけ。今回2か所を見たが、清水町にない施設なので素晴らしい施設なのでいずれは私も含めて皆さん使う施設になると思う。そう思うとなおさら待っている方もたくさんいる。清水においても急いでやらなければならない事業だと思っている。

安田委員：僕はいま清水でできることと言えば高齢者住宅を建てるのではなく、いまのやっていることと現存している施設を利用して、いまの包括ケアシステムの中で、保健福祉課と連携を取っていけば何とかクリアできるのではないかと思う。だから必要ではない。

委員長：安田委員の結論は必要ではないということだが、それぞれの考えなので。

原委員：私は必要だと考えている。本別は高齢者率が40パーセント近くになっており、清水においてもそう遠い先ではないと思うが、今日見た施設は特養や小規模施設に入れる前の段階で重要と思っている。本別のようにこれからも何棟も同じ施設を建てるというのは別にして、どこも毎月の家賃を低いものに抑えているということからすると、民間が建てて20万円以上もするような施設を作ったのでは全く町民が入ることは不可能だと思う。安田委員は必要ないと言っているが、私は絶対に必要だと思っている。したがって作る場所を含めて、建てればよいものではなくて、医療関係機関と連携ができるような場所に建てるべきと考えている。

委員長：安田委員からは必要ではないという考えだったが、意見があればもう一度お願いしたい。

加来議長：ケア付き高齢者住宅となっているが、足寄と本別は全く違うものだった。一時預かりの住宅と、死ぬまで入っていてもいい住宅とで全く違うものだった。どちらも必要なかどうなのか具体的に聞いてみては。

委員長：いまは足寄町のことを聞いていた。足寄の場合は説明してもらったとおり、一時的な入居の施設であった。

加来議長：特養に入る前の施設でいつまでも居てもいいというものではなかった。

委員長：足寄の場合はずっといい施設ではない。

加来議長：別々に聞いては。

委員長：足寄のシステムはどうだっただろうか。

西山委員：私は足寄のようなシステムでは難しいと思う。本別のような本当の賃貸住宅のような形の方が安く町民に入ってもらえるのではないか。介護付きとなると職員を探すのが大変だと聞いた。ケアができるものが近くにあるような本別の形がよいのではと思う。

委員長：西山委員から本別のようなものが清水には必要だと意見が出たが、佐藤委員はどうか。

佐藤委員：病気が治って退院してから普通の生活に入る前の施設というのは清水にはない施設であり、これも大事なものと思っている。

原委員：足寄と本別の違いはあるが、私は清水で行うなら本別スタイルがよいのではないかと思っている。足寄は町立病院があり、その他の施設にも医者が2人もいてケアが相当手厚い面がある。清水に当てはめると、病院はあるが対応できるかとなると過大評価はできない。施設に入所するまでの中間の介護を含めたケアが必要という施設なので、そういった施設は清水にはないことから必要だと考えている。

委員長：足寄は高齢者等ということになっていた。その辺りも多少違うのかもしれない。いずれ

にしても福祉計画のアンケートを取った時にこういった安い高齢者の賃貸住宅が欲しいというものもあった。将来清水においても必要と思う。今日研修したことをまとめていくが、まるきり必要がないという方もいるが、まとめるには一本化した方がよいだろうか。

加来議長：報告書の作り方について協議しているので、報告書には一部違う意見があったとして載せても悪くないので、意見は一致しなくてもよいと思う。

委員長：報告書を作成するのに、それぞれ今回は作っていただいて提出してもらいたいのがいなか。

安田委員：個々の意見で報告をしてしまうと、行政そして福祉課が一番しっかり見てくれて、これは素晴らしいから進めていきたいというようにならないので、まとめた意見を出した方がいいのではないかと思うが。

委員長：報告書は全体を一つにまとめて出したいと思っている。みんなに書いてもらってまとめていく、そういう形でも取れると思うが。

安田委員：はい。それでもいいが、僕も建てられないではなくて、必要か必要ではないかと言えばあった方がいいが、いまの清水をもう少しまとめた中で、造るか造らないのかが先であって、報告書を作るのであれば今日の本別と足寄の視察をしてきたことをしっかりと報告するべきだから、委員長がまとめた方がいいのではないかと思う。

佐藤局長：委員長が言っているのは、この中では意見がまとまらないようなので、それぞれに個別の報告書を作ってもらい、最後に委員会としてのものを委員長か誰かがまとめて報告してはどうかと言っているのではないか。

委員長：そのとおりだが、そういう方法も取れるかと思うが。

原委員：いつまでに作るようになるのか。

委員長：休憩する。

【休憩 17:14】

委員長：再開する。

【再開 17:15】

委員長：それぞれ報告書を出してもらい、それを見て正副委員長でまとめることにしたいがどうか。

(よろしいですの声あり)

委員長：そういうことでよろしく願います。

(2) その他

委員長：その他で、道外研修ということで議長から相談があったが、過去に実施をしていたことがある。任期のうちに1度というものだったが、財政改革などの事情により当分実施されていなかった。他の議員から意見があったようだ。皆さんの意見はどうか。

西山委員：道外に行くよりも道内でももう少し研修を行うことでよいのでは。道内を2泊でもいいし、道内に目的をしっかりと持っていくことがよいと思うが。

原委員：私もその方がいいと思っている。特別に道外視察をして清水に生かせるものがあるなら別だが、道内に先進的なものがたくさんあるのでそこを視察するのが先だろうと思っている。しかし内心は道外へ行きたいというのも本音ではあるが、いまのところはそうではない。

安田委員：僕は常々言っていた。パソコンから資料は色々取り入れられるが、やはり現地に行ってみたり聞いたりすることが一番だと思うので道内でも道外でも出るべきと思う。

委員長：道外もか。

安田委員：道外は省く。道内で。

佐藤委員：清水町が抱えている色々な問題があるが、道内にも清水町と同じ問題を抱えている町村があると思う。人口規模などが似ている町村を視察するのも一つの目的としてよいのでは。道外まで行かなくてもよい。

委員長：産業厚生常任委員会としては道内で十分だということにする。

安田委員：もう一点だが、本来であれば今日の視察でも福祉課の職員が一緒なら良かったのではないかと思っていた。だめだということではないのか。

加来議長：だめということはなく、決まりもない。過去にも担当課が一緒に行っていることもあ

った。他町では担当課を連れていくことを決めているところもあるようだ。その時には事務局は行かないとかもあるようだ。

原委員：今日あたりでも細かい部分については細かい情報はみんな持っているので、話も相当前に進むということもあるし、相手の受け方も話をしやすい面もあるので事案によるが、大いに取り入れていくべきと思う。

委員長：次回からはそういう提案もしていくこともよいのかもしれない。

加来議長：そういう機会を多く作った方がいいという総意であれば、皆に諮った後に道内研修等があった時には担当課にも予算の関係等もあるが、事前に町に協力してほしいという話し合いをしておくこともできるのではないか。事前に随行が必要かどうかを決めておくなどしておけば委員会の時に話をして、委員長から担当課等に提案や相談するなど色々なことはできると思う。

原委員：以前にもごみの焼却に関わったの調査の時に担当課と一緒にいったことがある。それは必要なことだと思う。

委員長：他に意見はあるか。

(ありませんの声あり)

委員長：報告書については皆さんに提出していただいて、委員長と副委員長でまとめたいと思う。その他の道外への所管事務調査については産業厚生としては道外ではなく道内でいうことで伝えておく。視察への担当職員に同行してもらう件については必要だということで、皆さんと相談や申し入れをしていきたいと思う。これで今日の委員会を終了する。

【終了 17:26】